

犬山市部活動ガイドライン

平成30年 1月 犬山市教育委員会

部活動は、心身が大きく成長する中学生にとって、体力を向上さ、他者と協同する態度や規律を尊ぶ態度を培うなど、人格の形成に大きく影響を及ぼすものです。

しかしながら、教員の多忙化が大きな社会問題となるなかで、教員の本来の業務である、子どもたちと向き合う時と場を確保するために、教育活動全体の中での部活動の在り方を見直し、「犬山市部活動ガイドライン」を策定しました。

1 部活動運営方針の説明について

- ・ 入学説明会・PTA総会などの機会を通して、部活動ごとの経営案・運営方法等を示します。
- ・ 1か月前には練習計画表を配付し、活動日及び休養日、活動時間、活動場所をお知らせします。
- ・ 対外試合等の移動は、公共交通機関・自転車を原則とします。保護者に送迎を強制することはありません。

2 業後の活動について

- ・ 少なくとも、週に1度を休養日とします。
- ・ 活動終了時刻は、日没時刻を考慮して学校ごとに決定します。日没の影響がない時季でも、最長17:45までとし、最終下校時刻を18:00とします。

3 早朝練習について

- ・ 土曜日・日曜日を含む連休明けは、年間通して実施しません。
- ・ 防犯上の観点から、7:10より前に登校時間を設定しません。
- ・ 平成30年9月をめぐり、段階的に早朝練習を取りやめます。もしくは、それに代わる措置を講じていきます。

4 休日の活動について

- ・ 土曜日か日曜日のどちらかを休養日とします。「家庭の日」である第3日曜日にも十分配慮します。
- ・ 休日の練習時間は、4時間をめどとします。
- ・ 長期休業中の休日の活動は実施しません。年末年始の休業、夏季休業中の行事を持たない期間も同様とします。
- ・ 大会参加等で、上記のルールから外れる場合は、代替の休養日を設けます。

5 1年生の入部日程について

- ・ 休日練習の開始は、5月下旬以降とします。
- ・ 早朝練習の開始は、本登録（6月中旬 中間テスト終了後）以降とします。

6 陸上・駅伝練習について

- ・ 部活動の一斉休養日には活動をしません。
- ・ 最終下校時刻から1時間以内で下校させます。
- ・ 過度な負担を防ぐため、週の練習量・年間の練習期間に配慮して進めます。